

チャイルドシート（ジュニアシート）

購入費補助のお知らせ

チャイルドシートの着用を促進し、乳幼児の安全確保と子育て世帯の経済的負担の軽減を目的に、購入費の一部を補助します。

●対象者●（以下の全てに該当する方）

- ・町内に住所のある6歳未満の乳幼児と同一世帯の方
 - ・国の安全基準に適合するチャイルドシート・ジュニアシートを新品で購入した方
- ※乳幼児1人につき1台のみ対象です。

●補助金額●

購入金額（税込）の1/2

（上限額：10,000円、100円未満は切捨て）

※他の補助制度を受けたものは対象外です。

※クーポンやポイントを利用した割引分は対象外です。

●申請に必要なもの●

- ①領収書（購入日、金額及び店名が確認できるもの）
- ②品質保証書（製造元・型番が確認できるもの）
- ③申請者本人の通帳等（振込口座がわかるもの）

●申請期限●

購入後6か月以内

●申請窓口●

福祉課、分庁総合窓口課

●問い合わせ先●

福祉課 福祉支援室 0859-68-5534



チャイルドシートの現行の安全基準に適合しているものには、製品にEマークが添付されています。

